

一、最新中国法令

● 关于车船税征管若干问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 42 号
【发布日期】2013-07-26
【实施日期】2013-09-01
【出台背景】2012 年 01 月 01 日,《中华人民共和国车船税法》(以下简称“《车船税法》”)及其实施条例正式实施,新的《车船税法》在征税范围、计税依据、税收优惠和征收管理等方面都作了修改和完善。为此,国家税务总局针对《车船税法》实施一年多来发现的征管具体问题,制定了该公告。

【内容提要】该公告对专用作业车的认定、客货两用车的征税、车船税应纳税额的计算、车船因质量问题发生退货时的退税、境内外租赁船舶征收车船税等问题进行了明确。

【法令全文】请点击以下网址查看:
关于车船税征管若干问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12359032.html>
关于《车船税征管若干问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12359024.html>

● 关于执行软件企业所得税优惠政策有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 43 号
【发布日期】2013-07-25
【实施日期】2011-01-01
【内容提要】根据该公告:

- 软件企业所得税优惠政策适用于经认定并实行查账征收方式的软件企业;核定征收的软件企业不得享受软件企业优惠。
- 软件企业的获利年度,是指软件企业开始生产经营后,第一个应纳税所得额大于零的纳税年度,包括对企业所得税实行核定征收方式的纳税年度。
- 软件企业享受定期减免税优惠的期限应当连续计算,不得因中间发生亏损或其他原因而间断。

一、最新中国法令

● 車両船舶税徴収管理の若干問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 42 号
【発布日】2013-07-26
【実施日】2013-09-01
【発布背景】2012 年 1 月 1 日に「中華人民共和国車両船舶税法」(以下、「車両船舶税法」という)およびその実施条例が正式に施行された。新たな「車両船舶税法」は徴税範囲、税額計算根拠、税制上の優遇および徴収管理などの点で改正、整備した。これについて、国家税務総局は「車両船舶税法」の施行から一年余りが経過する中で生じた徴収管理上の具体问题について、本公告を制定した。

【概要】本公告は、専用作業車両の認定、旅客貨物両用車両の徴税、車両船舶税課税額の計算、車両船舶の品質問題により生じた返品に伴う税還付、国内外のリース船舶の車両船舶税徴収などの問題について明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
車両船舶税徴収管理の若干問題に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12359032.html>
「車両船舶税徴収管理の若干問題に関する公告」に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12359024.html>

● ソフトウェア企業所得税優遇政策実施の関連問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 43 号
【発布日】2013-07-25
【実施日】2011-01-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。

- ソフトウェア企業所得税優遇政策は、認定を受け帳簿検査徴収方式を実施するソフトウェア企業に適用する。査定徴収を実施するソフトウェア企業はソフトウェア企業の優遇を享受できない。
- ソフトウェア企業の黒字転換年度とは、ソフトウェア企業が生産経営を開始した後に初めて課税所得額がゼロより大きくなった納税年度を指し、企業所得税について査定徴収方式を実施した納税年度を含む。
- ソフトウェア企業が定期減免税優遇を享受する期間は連続計算されなければならない。途中、欠損またはその他の原因により中断してはならない。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于执行软件企业所得税优惠政策有关问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12359052.html>

关于《执行软件企业所得税优惠政策有关问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12359046.html>

● [关于开展网络商品交易非法主体网站专项整治工作的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商市字〔2013〕116号
【发布日期】2013-07-26
【内容提要】根据该通知，本次专项整治工作的重点是，伪造或冒用公司名称、网站服务器物理地址在境内、严重侵犯消费者和经营者合法权益的网络商品交易非法主体网站。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201308/t20130806_137019.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《劳务派遣若干规定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，人力资源和社会保障部研究起草了《劳务派遣若干规定（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见（截止日期：2013年09月07日）。

根据该征求意见稿：

劳务派遣的定义
<ul style="list-style-type: none">▪ 劳务派遣，是指用人单位以经营方式将招用的劳动者派遣至其他用人单位使用，由后者直接对劳动者的劳动过程进行管理的一种用工形式。▪ 用人单位将业务发包给承包单位，但对从事该业务的承包单位劳动者的劳动过程直接进行管理的，属于劳务派遣用工。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
ソフトウェア企業所得税優遇政策実施の関連問題に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12359052.html>

「ソフトウェア企業所得税優遇政策実施の関連問題に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12359046.html>

● [オンライン商品取引不法主体ウェブサイトの個別是正作業実施に関する通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】工商市字〔2013〕116号
【発布日】2013-07-26
【概要】本通知によると、今次個別是正作業の重点は、会社名称を詐称または盗用し、ウェブサイトをサーバーの物理アドレスが国内にあり、消費者および事業者の合法權益を著しく侵害しているオンライン商品取引不法主体ウェブサイトである。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201308/t20130806_137019.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「劳务派遣若干规定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、人的資源社会保障部は「劳务派遣若干规定（意見募集案）」を検討起草し、現在、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2013年9月7日である）。

本意見募集案によると、以下の通りである。

劳务派遣の定義
<ul style="list-style-type: none">▪ 劳务派遣とは、使用者が営業方式として、招聘した労働者をその他の使用者へ派遣して使用させ、後者が直接労働者の労働過程に対し管理を行う一つの従業員使用形式を指す。▪ 使用者は業務を請負業者に外注するが、当該業務に従事する請負業者の労働者の労働過程に対し直接管理を行う場合は、劳务派遣従業員使用に該当する。

不属于劳务派遣的情形
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 用人单位以组织委派或任命的形式将本单位劳动者派至其上级单位或所属单位劳动的行为； ▪ 用人单位将本单位劳动者派往境外进行劳动的行为； ▪ 用人单位将本单位劳动者派往家庭或自然人处进行劳动的行为。
辅助性工作岗位
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 是指为主营业务岗位提供服务的非主营业务岗位。 ▪ 由用工单位根据所处行业和业务特点，提出拟使用劳务派遣用工的辅助性岗位列表，经与工会或职工代表大会共同协商确定，并在用工单位内公示，接受监督。 <p>※备注：临时性工作岗位（是指存续时间不超过六个月的工作岗位）、替代性工作岗位（是指用工单位的劳动者因脱产学习、休假等原因无法工作的一定期间内，可以由其他劳动者替代工作的岗位）的界定，本次没有变化。</p>
用工比例
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 用工单位在辅助性岗位使用的被派遣劳动者数量不得超过用工总量的 10%。
同工同酬
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被派遣劳动者享有与用工单位的劳动者同工同酬的权利。 ▪ 用工单位应当按照同工同酬原则，对被派遣劳动者与本单位同类岗位的劳动者实行相同的劳动报酬分配办法。用工单位无同类岗位劳动者的，参照用工单位所在地相同或者相近岗位劳动者的劳动报酬确定。
过渡期内超比例用工等的处置
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定》（自 2013 年 07 月 01 日施行；以下简称“修改决定”）施行前已依法订立的劳动合同和劳务派遣协议继续履行至期限届满，用工单位不得以不符合临时性、辅助性、替代性岗位规定或超出劳务派遣用工比例或劳务派遣单位未依法取得行政许可为由退回被派遣劳动者。但是劳动合同和劳务派遣协议的内容不符合修改决定关于同工同酬规定的，应当依照修改决定进行调整。 ▪ 用工单位在修改决定施行前除临时性、替代性岗位之外已使用的被派遣劳动者超过规定比例的，在未达到规定比例要求之前，不得在辅助性岗位使用新的被派遣劳动者。 ▪ 在修改决定施行前已依法订立的劳动合同期限未届满前，劳务派遣单位不得以未依法取得行政许可为由解除被派遣劳动者劳动合同。
视为与被派遣劳动者建立劳动关系

劳务派遣に該当しない状況
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 使用者が派遣または任命の形式で自社の労働者を自己の上級機構または所属機構に派遣して労働を提供させる行為。 ▪ 使用者が自社の労働者を国外に派遣して労働を提供させる行為。 ▪ 使用者が自社の労働者を家庭または自然人に派遣して労働を提供させる行為。
補助的業務職位
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 主要業務職位のためにサービスを提供する非主要業務職位を指す。 ▪ 派遣先が、所属する業界および業務の特徴に基づき、劳务派遣従業員使用を予定している補助的職位一覧表を提出し、労働組合または従業員代表大会と共同で協議確定した上で、社内でも公示し、監督を受ける。 <p>※備考：臨時的業務職位（存続期間が 6 ヶ月を超えない業務職位を指す）、代替的業務職位（派遣先の労働者が休職しての研修、休暇などの理由で勤務できない一定の期間にその他の労働者が代替可能な業務職位を指す）の定義については、今回変更はない。</p>
従業員使用比率
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 派遣先が補助的業務職位で使用する被派遣労働者の人数は従業員使用総人数の 10%を超えてはならない。
同一労働同一賃金
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被派遣労働者は、派遣先の労働者と同一労働同一報酬の権利を有する。 ▪ 派遣先は、同一労働同一報酬の原則に基づき、被派遣労働者に対し自社の同類職位の労働者と同一の労働報酬分配方法を実施しなければならない。派遣先に同類職位の労働者が存在しない場合、派遣先所在地の同一または類似職位の労働者の労働報酬を参照して確定する。
移行期間における従業員使用比率超過などに関する処置
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 『中華人民共和国労働契約法』の改定に関する決定（2013 年 7 月 1 日から施行。以下、「改正決定」という）の施行前に法に従って締結した労働契約および劳务派遣協議は期間満了まで履行を継続するものとし、派遣先は臨時的、補助的、代替的職位の規定に合致しない、または劳务派遣従業員使用比率を超過している、あるいは劳务派遣会社が法に従って行政許可を取得していないことを理由に被派遣労働者を戻らせてはならない。ただし、労働契約および劳务派遣協議の内容が改正決定の同一労働同一報酬の規定に合致しない場合については、改正決定に照らして調整しなければならない。 ▪ 派遣先が改正決定施行前に臨時的、代替的職位以外で既に使用していた被派遣労働者が規定比率を超えている場合、規定比率要求に達するまでは、補助的職位において新たに被派遣労働者を使用してはならない。 ▪ 改正決定の施行前に既に法に従って締結していた労働契約の期間満了前に、劳务派遣会社は法に従って行政許可を取得していないことを理由に被派遣労働者の労働契約を解除してはならない。
被派遣労働者と労働関係を確立していると思われる

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 用人单位违反《劳动合同法》有关劳务派遣在临时性、辅助性、替代性岗位用工规定或者超比例使用被派遣劳动者，依据《劳动合同法》第九十二条第二款有关规定罚款后一个月内仍不改正的，在非临时性、辅助性、替代性岗位或者超比例使用的被派遣劳动者视为与用人单位建立劳动关系，用人单位应及时补订劳动合同，劳动合同起始时间自处罚之日起满一个月的次日计算。被派遣劳动者书面表示不愿与用人单位建立劳动关系的除外。
不受劳务派遣岗位和用工比例限制的情形
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国企业常驻代表机构和外国金融机构常驻代表机构等组织使用被派遣劳动者的，不受临时性、辅助性、替代性岗位和劳务派遣用工比例的限制。

(里兆律师事务所 2013 年 08 月 09 日编写)

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 派遣先が「労働契約法」の劳务派遣に関する臨時的、補助的、代替的職位において使用するという規定に違反し、または比率を超えて被派遣労働者を使用した場合、「労働契約法」第九十二条第二項の関連規定に基づき罰金を科された後、一ヶ月以内に是正しなかったものについては、臨時的、補助的、代替的職位でない、または使用比率を超えた被派遣労働者は派遣先と労働関係を確立したものと見なす。派遣先は速やかに労働契約を追加締結するものとし、労働契約の開始時間は処罰の日から一ヶ月が経過した翌日から計算する。被派遣労働者が書面にて派遣先との労働関係確立を望まない意思を示した場合は除く。
劳务派遣の職位および従業員使用比率の制限を受けない状況
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国企業の常駐代表機構および外国金融機関の常駐代表機構などの組織が被派遣労働者を使用する場合は、臨時的、補助的、代替的職位および劳务派遣従業員使用比率の制限を受けない。

(里兆法律事務所が 2013 年 8 月 9 日付で作成)

● **国家发改委开出中国反垄断史上最大罚单：合生元等六家乳粉企业被罚约 6.7 亿元**

2013 年 08 月 07 日，中国国家发展和改革委员会（以下简称“国家发改委”）宣布，合生元、美赞臣、多美滋、雅培、富仕兰（美素佳儿）、恒天然等六家乳粉企业因违反中国《反垄断法》，实施限制竞争的行为，共被罚约 6.6873 亿元。截止目前，这是中国反垄断史上开出的最大罚单。

国家发改委价格监督检查与反垄断局局长许昆林表示，从今年 03 月开始，根据举报，国家发改委对九家乳粉生产企业开展了反价格垄断调查。大量证据表明，涉案企业均实施了“纵向价格垄断”的行为，限定下游经营者转售其品牌乳粉的价格，主要手段包括合同约定、直接罚款、变相罚款、扣减返利、限制供货、停止供货等，事实上达成并实施了乳粉销售的纵向价格垄断协议。他指出，上述行为违反了《反垄断法》，不正当地维持了乳粉的销售高价，严重排除、限制同一乳粉品牌内的价格竞争，削弱了不同乳粉品牌间的价格竞争，破坏了公平有序的市场竞争秩序，损害了消费者利益，理应受到处罚。

在本案之前，今年以来，三星、茅台和五粮液等多家企业的价格垄断行为受到了查处，这表明中国反垄断机关对价格垄断行为的查处态度日趋坚决，查处力度日趋加大。这一趋势值得企业关注。

● **国家发改委が中国の独占禁止における史上最高額の罰金を科した：Biostime など粉ミルク企業 6 社に科せられた罰金は約 6.7 億元**

2013 年 8 月 7 日、中国国家発展改革委員会（以下、「国家发改委」という）は、Biostime、Mead Johnson、Dumex、Abbott、Friso、Fonterraなどの粉ミルク企業 6 社が中国「独占禁止法」に違反し、競争を制限する行為を行ったため、計約 6.6873 億元の罰金を科すと宣告した。現在のところ、これは中国独占禁止史上最高額の罰金である。

国家发改委價格監督檢查独占禁止局的許昆林局長が表明したところ、本年 3 月から、通報に基づき国家发改委は粉ミルク企業 9 社に対し價格独占禁止の調査を行った。大量の証拠により、関与した企業はいずれも「垂直的価格独占」の行為を行い、自社ブランドの粉ミルクを川下事業者が転売する価格を制限していたことが明らかになった。主な手段として、契約での取り決め、直接の罰金、別の形での罰金、販売奨励金の控除・減額、商品供給制限、商品供給停止などが含まれ、事実上粉ミルク販売に関する垂直的価格独占協定が取り交わされ、実施されていた。同局長は、上記行為は中国「独占禁止法」に違反するものであり、不当に粉ミルクの販売価格を高値で維持し、同一粉ミルクブランド内の価格競争を著しく排除、制限することで、異なる粉ミルクブランド間の価格競争を弱め、公平で秩序ある市場競争を破壊し、消費者の利益を損なったため、道徳的に処罰を受けるべきものであると指摘した。

本案件に先立ち、今年に入りサムスン、茅台および五粮液などの多くの企業の価格独占行為が取り締まりを受けており、これは中国の独占禁止機関が價格独占行為に対する取り締まりの姿勢を日に日に断固たるものとし、

此外，本案中，国家发改委根据被调查乳粉企业是否配合调查、是否积极整改、是否主动报告而作出了不同程度的处罚或免除处罚（“主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议有关情况、提供重要证据，并积极主动整改的”惠氏、贝因美、明治被免除处罚），这对于未来企业涉入反垄断调查时如何应对，也具有一定借鉴意义。

【备注】《反垄断法》相关条文：

- 第十四条：禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：
 - （一）固定向第三人转售商品的价格；
 - （二）限定向第三人转售商品的最低价格；
 - （三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。
- 第四十六条：经营者违反本法规定，达成并实施垄断协议的，由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款；尚未实施所达成的垄断协议的，可以处五十万元以下的罚款。经营者主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的，反垄断执法机构可以酌情减轻或者免除对该经营者的处罚。

（里兆律师事务所 2013 年 08 月 09 日编写）

取り締まりの力度を日々強めていることを示している。この趨勢については、企業も留意するべきである。

この他、本案件において国家发改委は、調査対象となった粉ミルク企業が調査に協力的であるか、是正に積極的であるか、自発的に報告を行ったかに基づき、異なる程度の処罰を下し、または処罰を免除している（「自発的に独占禁止法執行機関に対し独占協定の締結に関する状況を報告し、重要証拠を提出し、積極的自発的に是正した」Wyeth、Beingmate、明治は処罰を免除された）。これは今後、企業が独占禁止調査に巻き込まれた際に如何に対応するかという点で、ある程度の参考となる。

【備考】「独占禁止法」関連条文：

- 第十四条：事業者が取引相手と以下の独占協定を締結することを禁ずる。
 - （一）第三者への商品転売の価格を固定する。
 - （二）第三者への商品転売の最低価格を制限する。
 - （三）国务院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占協定。
- 第四十六条：事業者が本法の規定に違反し、独占協定を締結し実施した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収した上で、前年度売上高の 1%以上 10%以下の罰金に処す。締結した独占協定を未だ実施していない場合、50 万元以下の罰金に処すことができる。事業者が自発的に独占禁止法執行機関に対し独占協定の締結に関する状況を報告し重要証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は情状を酌量し当該事業者への処罰を減輕または免除することができる。

（里兆法律事務所が 2013 年 8 月 9 日付で作成）